

地域密着型
特別養護老人ホーム
めぐみ双葉

重要事項説明書

(令和7年3月1日現在)

社会福祉法人 泉茅会

1. 事業の目的と運営方針

- ① 施設は老人福祉法、介護保険法の理念に基づいた施設サービス計画を立て入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指します。
- ② 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との連携を重視した運営を行います。
- ③ 市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、保険医療サービス福祉サービスを提供する者、地域住民等との密接な連携に努めて参ります。
- ④ 各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより自律的な日常生活を営むことを目指します。

2. 施設の内容

(1) 施設の概要

施設名：地域密着型特別養護老人ホームめぐみ双葉

指定番号：1991700137

所在地：山梨県甲斐市龍地 5217 番地 1

管理者：三枝 やよい

電話番号：0551-30-7761

FAX 番号：0551-30-7762

(2) 施設の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1 名
生活相談員	入所者又は身元引受人（家族等）の相談、必要な助言その他の援助	1 名以上
介護職員	入所者に対し必要な介護及び世話、支援	10.0 名以上
看護職員	入所者の看護、施設の保健衛生業務	2.0 名以上

(3) 職種の勤務体制

・介護職員

早 出	6 : 45 ~ 15 : 30	2 名
日 勤	10 : 45 ~ 19 : 30	2 名以上
日 勤	11 : 45 ~ 20 : 30	
遅 出	13 : 15 ~ 22 : 00	1 名
夜 勤	22 : 00 ~ 6 : 45	2 名

・看護職員

早出	8:15 ~ 17:00
日勤	8:45 ~ 17:30
	9:00 ~ 16:00
遅番	8:30 ~ 15:00
	9:45 ~ 18:30

※勤務の状況、又は季節により就業時間を繰り上げ、繰り下げ及び変更することがある。

(4) 設備の概要

定員 29名 ユニット数 4ユニット

ユニットごとの入所定員 内訳 1ユニット 7名

2ユニット 7名

3ユニット 7名

4ユニット 8名

○居室 29室 (全室個室)

居室には、ベッド、洗面台、エアコン、ナースコール等を備品として備えます。

○共同生活室 4室

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しています。

※共同生活室には、入所者が使用できるテーブル・いす・洗面台・テレビ等を備えます。

○浴室 2室

個浴 2ヶ所

機械浴槽 2台

※浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の外に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

○看護室 1室

※入所者の診療・治療のために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

○地域交流スペース

※地域の皆様と交流できる場として提供いたします。

○その他の設備

その他、散髪室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、事務室、宿直室、ボランティア室を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

- | | |
|-----------|--|
| ① 食 事 | 朝食 8:00 ~ 9:00
昼食 12:00 ~ 13:00
夕食 18:00 ~ 19:00 |
| ② 介 護 | 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話 |
| ③ 入 浴 | 最低、週2回入浴可能です。状態応じて特殊浴槽又は清拭となる場合があります。 |
| ④ 機能訓練 | 施設サービス計画に基づく機能訓練計画により訓練を実施します。 |
| ⑤ 理容・美容 | 定期的に施設内の散髪室にて実施します。希望により利用することができます。料金は実費でいただきます。(別紙参照) |
| ⑥ アクティビティ | 入所者交流等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるのかもしれませんが、事前説明により参加・不参加の意向を確認します。 |

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。(別紙参照)

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③面会は、原則として10:00~18:00です。
- ④施設内での飲酒・喫煙は原則として禁止しております。
- ⑤宗教活動等は禁止しております。
- ⑥ペットの持ち込みは禁止しております。
- ⑦施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ⑧従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑨入所者が正当な理由なく利用料を1か月以上滞納し、事業者が料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議いたします。

また、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではありません。

8. 非常災害対策

非常災害時において、入所者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。また、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者等に周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を行います。

9. 守秘義務に関する対策

- ①施設及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守いたします。
- ②従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ③関係機関、医療機関に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者又はその家族の同意を得ることとします。
- ④個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入所者及びその家族の個人情報の利用目的を公表いたします。

10. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及び

その家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談・苦情受付担当：生活相談員

相談・苦情解決責任者：施設長 三枝 やよい

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時15分

ご利用方法：電話番号 0551-30-7761

FAX 番号 0551-30-7762

第三者委員の設置

・監査人 笠井 一人 ・監査人 安原 辰美

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

・甲斐市役所福祉部長寿推進課 電話 055-278-1693

・山梨県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 055-233-9201

・山梨県社会福祉協議会 電話 055-254-8610

13. 協力医療機関等

医療を必要とする場合には、下記の医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

・医療法人社団慈成会 三枝病院 内科 甲斐市竜王新町 1440

・ひらいしデンタルクリニック 歯科 甲斐市龍地 6606-1

・医療法人親江会 江間歯科医院 歯科 甲府市相生 1-6-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、別紙「緊急連絡先について」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 第三者評価の実施の有無

第三者評価実施なし

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 山梨県甲斐市龍地 5217-1

施設名 社会福祉法人泉茅会 地域密着型特別養護老人ホームめぐみ双葉

説明者 生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、施設から地域密着型介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け、入所することに同意しました。

<入所者>

住 所

氏 名 印

<入所者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名 印（続柄 ）

別紙 料金表

令和7年3月1日現在 ※【 】は2割負担の方、[]は3割負担の方

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）（1日につき）

要介護1	682 単位	【1364 単位】	[2046 単位]
要介護2	753 単位	【1506 単位】	[2259 単位]
要介護3	828 単位	【1656 単位】	[2484 単位]
要介護4	901 単位	【1902 単位】	[2703 単位]
要介護5	971 単位	【1942 単位】	[2913 単位]

【施設の体制状況によって、全入所者に適用される加算】

- ※ 入所期間中に入院、または外泊した期間の取り扱いについては、1ヶ月に6日を限度とし施設サービス費に換えて 246 単位 【492 単位】 [738 単位] / 日が必要となります。
また、入院、外泊期間中にベッドを確保している場合は、居住費の費用をご負担頂きます。
- ※ 入所後30日に限り、初期加算として 30 単位 【60 単位】 [90 単位] / 日が上記金額に加算されます。また30日を越える医療機関への入院後に再入所した場合も同様です。
- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）として 18 単位 【36 単位】 [54 単位] / 日が加算されます。
- ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合、看護体制加算（Ⅰ）イとして 12 単位 【24 単位】 [36 単位] / 日が上記金額に加算されます。
- ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合、看護体制加算（Ⅱ）イとして 23 単位 【46 単位】 [69 単位] / 日が上記金額に加算されます。
- ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合、夜勤職員配置加算（Ⅱ）イとして 46 単位 【92 単位】 [138 単位] / 日が上記金額に加算されます。
- ※ 管理栄養士による給食管理を行い利用者の栄養ケアを実施している場合、栄養マネジメント強化加算として 11 単位 【22 単位】 [33 単位] / 月が上記金額に加算されます。

【施設の体制状況によって、個別に適用される加算】

- ※ 若年性認知症の方が入所となった場合、若年性認知症入所者受入加算として 120 単位 【240 単位】 [360 単位] / 日が上記金額に加算されます。
- ※ 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した方は、認知症行動・心理症状緊急対応加算として 200 単位 【400 単位】 [600 単位] / 日（7日を限度とし）を上記金額に加算します。

【施設の体制状況によって、全入所者に適用される加算】

- ※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として自己負担分の総合計（各施設サービス費＋各加算）の13.6%が上記金額に加算されます。

【負担割合について】

- ※ 当荘が所在する甲斐市は厚生労働大臣が定める1単位の単価は10円となっております。
- ※ 「介護保険負担割合証」に記載されている「利用者負担の割合」をご負担いただきます。

【食費・居住費について】

- ※ 居住費と食費に係る費用については、介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証を確認した際、その記載されている負担限度額とします。

(1日につき)

	食 費	居住費 (ユニット型個室)
第1段階	300円	880円
第2段階	390円	880円
第3段階①	650円	1,370円
第3段階②	1,360円	1,370円
第4段階	1,850円	2,166円

- ※ 第4段階の方の食費の内訳は、朝食510円、昼食700円、夕食640円となります。
- ※ 第4段階で経管栄養を実施している方の食費の内訳は、朝食610円、昼食630円、夕食610円となります。

入所者の自由な選択により次のサービスを提供します。

(1) その他の費用（ご利用の場合のみ、お支払いいただきます。）

① 日常生活費

1日あたり 20円（ティッシュペーパー、歯磨き粉等）

② 電気代（ユニット型個室のみ）各居室に電気メーター設置。

使用量により異なります。

③ 理美容費

1回あたり、実費となります。

④ アクティビティ等の費用

施設が全員参加を想定し実施するレクリエーション等ではなく、入所者のうち希望者のみが参加する特別な活動などに係る実費。

⑤ 金銭・貴重品の管理1ヶ月 1,000円

入所者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則としています。
ただし、入所者の心身の状況等により、入所者又はその家族からの申し出により、施設が責任をもって管理いたします。

⑥ 複写物の交付代（希望者のみ徴収）

⑦ 嗜好品代

一部の嗜好品（コーヒー・紅茶・ココア）を希望者に提供した際、1杯50円いただきます。